

## 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（仮称） の制定について

長野県危機管理部・健康福祉部

### 条例制定の背景

- ◎ 本県においては、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、政府が特措法に基づいて対策本部を設置（3月26日）する前から、県独自の対策本部を立ち上げ（1月29日）、有症状者相談窓口の設置、医療提供体制の整備、PCR検査体制の構築、感染防止策の周知徹底など、地域の実情を踏まえた対応をとってきました。
- ◎ 政府対策本部設置以降は、国が定めた基本的対処方針を踏まえ、いわゆる3つの密を避ける取組への呼びかけ、外出自粛の要請、施設の使用停止の要請（休業要請）、まん延地域から人を呼び込まないための方策として、主として観光客が利用する観光・宿泊施設の休業や利用の停止等の検討の協力を依頼するなど、本県の状況を踏まえた独自の対策もあわせて講じてきたところです。
- ◎ 現在、県内において、感染は落ち着いた状況が継続しているが、引き続き感染拡大期（第二波）の到来に備え、長期的に同感染症対策を講じていくことが必要です。
- ◎ そこで、本県におけるこれまでの対応を基に、将来を見据え、新型コロナウイルス感染症等の対策の基本的な考え方や手順に関する一定のルール（枠組み）を明確にし、県民、事業者の皆様との間で、認識を共有しておくことが肝要です。
- ◎ そのため、県民の代表である県議会により審議いただいた条例として、基本的な考え方や、手順を定めることにしました。

## 条例に定める基本的事項

### 感染拡大に備え、県民の生命と健康を保護し、安心して安全な生活を維持

- 次の感染拡大期（第二波）の到来に備える
- 感染拡大防止のための取組や医療・検査体制の充実を推進

### 本県の実情に応じた対策の実施

- 全国一律の基準のみならず、地域の実情に応じた対策が必要  
例）まん延地域から人を呼び込まない
- 政府対策本部が設置されていない場合であっても、県独自に迅速な措置をとる必要

### 県民、事業者への協力の求め（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の場合に限る）

- 感染まん延地域からの人の往来を誘発させる施設の休業の検討
- 外出自粛・感染防止に必要な協力等  
（政府対策本部が設置されていない場合）

### 県民、事業者への幅広い支援

- 新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける県民、事業者に対する幅広い支援（相談体制の充実、経済的支援等）

### 専門家への意見聴取

- 基本的方針の策定、県民、事業者への協力の求めを行うに当たり、専門家に意見を聴取

### 人権等への配慮

- 患者及びその家族、濃厚接触者、医療関係者、他県からの来訪者などに対する不当な差別的取扱い・誹謗中傷をしないことを明示

## 施行期日

公布の日

# 「長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（仮称）」骨子

危機管理部  
健康福祉部

## 1 目的

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症等への対策について定めることにより、同感染症等のまん延を防止し、もって県民の生命及び健康を保護し、安全で安心な生活を維持することを目的とする。

○ この条例は、新型コロナウイルス感染症等（COVID-19 及び特措法に規定する新型インフルエンザ等を指します。）の今後の感染拡大に備え、これまで実施してきた県の感染症対策（感染拡大防止策、支援等）について整理し、基本的な考え方や手続について定めるものです。

## 2 条例対策本部の設置等

- (1) 知事は、県内において新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがあると認める場合であって、特措法に規定する政府対策本部が設置されていないときは、同感染症等に関する対策本部（以下「条例対策本部」という。）を設置するものとする。
- (2) 条例対策本部の長は、長野県対策本部長とし、知事をもって充てる。
- (3) 条例対策本部は、新型コロナウイルス感染症等に関し、県が実施する施策の推進に関する事務をつかさどる。

○ 県では、COVID-19 に関し、政府対策本部が設置される約 2 か月前（令和 2 年 1 月 29 日）から県独自の対策本部を要綱により設置し、対策を講じてきました。

○ 今後、現在の政府対策本部が廃止された後又は新たな政府対策本部が設置される前であっても、県として独自に対策を続ける必要がある場合には、本条例により県対策本部を設置することとなります。

## 3 感染症対策の実施等

- (1) 条例対策本部又は特措法による都道府県対策本部（以下「県対策本部」という。）は、新型コロナウイルス感染症等への対策を実施するに当たり、感染防止、医療体制等に係る基本の方針を定める。
- (2) 県は、県対策本部が定めた基本の方針に基づき適切な感染防止に関する施策の実施について広く周知し、県民が自ら適切な感染防止策を講ずることができるよう必要な情報提供に努めるとともに、県民、県の区域に滞在する者及び事業者に協力を求めることができる。
- (3) 県は、県民が安全で安心な社会生活を維持できるよう、医療・検査体制の充実、医療資材等の備蓄その他必要な感染症対策を実施するものとする。

- 県では、新型コロナウイルス感染症等に対する感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の整備、検査体制の充実等について、県独自の基本的対処方針等を定め、これに基づき施策を実施してきました。
- 今後は、この基本的対処方針等を条例に基づくものと位置付け、これに沿って対策を実施してまいります。

#### 4 まん延を防止するための協力の求め等

(新型コロナウイルス感染症 (COVID-19 をいう。) の場合に限る。)

- (1) 長野県対策本部長 (県対策本部の長をいう。この(1)において同じ。) は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要と認める場合は、同感染症の発生の状況等を考慮して当該長野県対策本部長が定める期間及び区域において、同感染症がまん延していると認められる地域からの人の往来を誘発させる施設のうち別に定めるものを管理する者等に対し、休業その他必要な措置を検討することへの協力を求めることができる。
- (2) 長野県対策本部長 (条例対策本部の長に限る。) は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要と認める場合は、同感染症の発生の状況等を考慮して当該長野県対策本部長が定める期間及び区域において、次に掲げる協力を求めることができる。
  - ア 県民及び県の区域に滞在する者に対し、生活の維持に必要な場合を除き当該者の居宅、これに相当する場所から不要不急の外出をしないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な協力
  - イ 特措法に規定する多数の者が利用する施設を管理する者等に対し、休業その他の必要な措置を検討することへの協力
- (3) (1)及び(2)の協力を求めるにあたっては、当該協力の求めは新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

- この4に規定する協力の求めは、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19を指します。) に限って実施します。
- 県では、本年4月のCOVID-19の感染拡大期には、特措法に基づき、施設の休業、営業時間の短縮等を要請したほか、特措法に基づかず、独自に県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対して休業等の検討を依頼しました。
- 今後も同様な状況が生じる可能性があります。こうした要請等は、県民生活に幅広く影響を及ぼし得るものであるため、条例において明確な規定を置くことが望ましいものと考えます。(1)
- また、同様に、政府対策本部が設置されていない場合であっても、県内の感染拡大の状況により県独自での対応が必要な場合には、外出自粛・休業の検討の協力の求めができる規定をおくこととします。(2)

- なお(1)中「感染症がまん延していると認められる地域」とは、緊急事態宣言が発令されている都道府県、県内で感染症の発生が多数確認されている地域等を想定しています。
- また(1)及び(2)のイにおける「その他必要な措置」とは、新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置等を想定しています。
- あくまで協力の要請であり、強制でないことから、上記協力の求めに従わなかったことに対する罰則は置きません。

## 5 県民及び事業者に対する支援

県は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける県民及び事業者に対し、相談体制の充実、経済的な支援等必要な支援を行うものとする。

- 県では、新型コロナウイルス感染症に影響を受ける県民の皆様に対し、各種相談窓口を設置するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止支援金・協力金（1事業者当たり30万円）の支給、中小企業の事業継続に向けた融資の実施、各種キャンペーンの実施（県産食材や花きの積極的な購入、飲食店の応援のための情報発信の強化等）等により経済的な支援を行っています。
- 今後においても、県は、県民の皆様の安全で安心な社会生活を維持できるよう、その状況に応じて必要な支援を検討し、実施してまいります。

## 6 方針等についての意見の聴取

長野県対策本部長（県対策本部の長をいう。）は、3の(1)に規定する基本的方針を定める場合又は特措法に基づく要請等（※）若しくは4の(1)若しくは(2)の協力の求めを行う場合は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

※特措法24条9項、45条1項から3項まで

- 県では、COVID-19に関し、「県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会」及び「生活経済対策有識者懇談会」を開催するなど、県民の皆様にご与える影響の大きい基本的方針の策定及び変更並びに休業要請等を行う場合は、その妥当性を慎重に判断するため、あらかじめ、外部の学識経験者の意見を聴いています。
- 今後とも、様々な対策を講ずるに当たっては、あらかじめ、外部の学識経験者の意見を聴くこととします。
- 「学識経験者」とは、医療関係者、法律・経済関係者等を想定しています。

## 7 人権等への配慮

県民及び事業者は、患者等、医療従事者、県外から来訪し県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等のり患又はり患のおそれ、適切な感染防止策を講じていないおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

## 8 施行期日

公布の日

